

表 1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(発電用原子炉(第2(3)①(i)ただし書の場合を除く))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

緊急事態区分	緊急事態	PAZ(概ね5km)				UPZ(概ね5~30km)				UPZ外(概ね30km~) ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
		事業者 国	事業者 公共団体 国	事業者 公共団体 国	事業者 公共団体 国	事業者 公共団体 国	事業者 公共団体 国	事業者 公共団体 国	事業者 公共団体 国	事業者 公共団体 国	事業者 公共団体 国	事業者 公共団体 国	事業者 公共団体 国	
緊急事態区分	警戒事態	事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	
		公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	【避難】 ・要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力	-
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請	-
	（原注法10条の通知に基づく基準を採用。）ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。	事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
		公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要配慮者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	【避難】 ・要配慮者等の避難受け入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力	-
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難受け入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請	-
（原注法15条の原子力緊急事態宣言）	事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-	
	公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難遅延時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	【避難等】 ・避難等の受け入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難遅延時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力	-	
	国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難遅延時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・自治体に避難等の受け入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難遅延時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請	

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

(発電用原子炉(第2(3)①(i)ただし書の場合を除く))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(~概ね5km)※1				UPZ(概ね5~30km)				UPZ外(概ね30km~)			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	O I L 1	事業者力	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難の受入れを要請
	飲食物に係るスクリーニング基準	事業者力	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	O I L 4	事業者力	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染への協力	-	-	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染への協力
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染への協力
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染の指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染の指示
	O I L 2	事業者力	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施 ・(遠)一時移転の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移転の実施を指示
	O I L 6	事業者力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに発電用原子炉(第2(3)①(i)ただし書の場合に限る))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ				UPZ外 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
		警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> 要員参集 情報収集・連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 国へ通報 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界のモニタリング 	-	-	-	-
(原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。)	事業者力	<ul style="list-style-type: none"> 要員追加参集 	<ul style="list-style-type: none"> 国及び自治体へ通報 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界のモニタリング 	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの準備及び支援 	-
	公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 要員追加参集 情報収集・連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等への情報伝達 国及び他の自治体に応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【屋内退避】 屋内退避準備 	<ul style="list-style-type: none"> 要員参集 情報収集・連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等への情報伝達 今後の情報について住民等への注意喚起 	-	-
	国	<ul style="list-style-type: none"> 要員追加参集 現地派遣の実施 現地追加派遣の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体への情報提供 報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施及び支援 緊急時モニタリングの指示 モニタリング情報の収集・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 【屋内退避】 自治体に屋内退避準備を指示 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体への参集要請 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体への情報提供 報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング情報の収集・分析 緊急時モニタリングの準備及び支援 	-
(原災法15条の基準を採用。)	事業者力	<ul style="list-style-type: none"> 要員追加参集 	<ul style="list-style-type: none"> 国及び自治体へ通報 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界のモニタリング 	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施及び支援 	-
	公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 要員追加参集 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【屋内退避】 屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 要員参集 情報収集・連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力 	
	国	<ul style="list-style-type: none"> 要員追加参集 現地追加派遣の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体への情報提供 報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施及び支援 緊急時モニタリングの指示 モニタリング情報の収集・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 【屋内退避】 自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体への参集要請 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体への情報提供 報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング情報の収集・分析 緊急時モニタリングの実施及び支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請

※ 第2(3)①(ii)~(iv)に掲げるもの。

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに発電用原子炉(第2(3)○(i)ただし書の場合に限る))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ				UPZ外 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
O I L 1	事業者 原子力	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ	
	国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(遠)自治体に避難の 実施(移動が困難な 者の一時退避を含む)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の 実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難 受入れを要請	
飲食物 に係るスクリー ニング基準	事業者 原子力	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-	-	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の 濃度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-	
	国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき 範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性 物質の濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定 すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射 性物質の濃度測定を指示	
O I L 4	事業者 原子力	-	・国及び自治体へ通報	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除 染への協力	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難退域時検査及び簡易除 染への協力	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除 染】 ・避難退域時検査及び簡易除 染の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除 染】 ・避難退域時検査及び簡易除 染への協力	
	国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除 染】 ・避難退域時検査及び簡易除 染の指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除 染】 ・避難退域時検査及び簡易除 染の指示	
O I L 2	事業者 原子力	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-	-	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施	【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
	国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施 を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移 転の実施を指示	【一時移転】 ・(遠)自治体に一時移 転の受入れを要請
O I L 6	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
	国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限 の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限 の実施を指示	

※ 第2(3)○(ii)～(iv)に掲げるもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		当該原子力事業所が所在する地方公共団体等 (原子力施設近傍における重点的な対応) ※ 地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-
		公共団体	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	-
		国	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-
	（原災法10条の通知に該当する場合は除く。） 施設敷地緊急事態	原子力事業者	・要員追加参加	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
		公共団体	・要員追加参加 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	-
		国	・要員追加参加 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	-
	（原災法15条の基準を採用。） 全面緊急事態 原子力緊急事態宣言	原子力事業者	・要員追加参加	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		公共団体	・要員追加参加	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	-
		国	・要員追加参加 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	-

※ 第2(3)ロ(v)に掲げるもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		当該原子力事業者が所在する地方公共団体等 (原子力施設近傍における重点的な対応) ※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
O I L	O I L 1	事業者 原子力	-	・国及び自治体へ通報	-	
		公共地 方団体	-	・住民等への情報伝達	【避難】 ・避難の実施	
		国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な 者の一時退避を含む)を指示
	飲食物 に係るスクリー ニング基準	事業者 原子力	-	・国及び自治体へ通報	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-
		公共地 方団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
		国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の 決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃 度測定を指示
	O I L 4	事業者 原子力	-	・国及び自治体へ通報	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染への協 力
		公共地 方団体	-	・住民等への情報伝達	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染の実施
		国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染の指示
	O I L 2	事業者 原子力	-	・国及び自治体へ通報	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-
		公共地 方団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【一時移転】 ・一時移転の実施
		国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示
O I L 6	事業者 原子力	-	-	-	-	
	公共地 方団体	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【食物摂取制限】 ・食物摂取制限の実施	
	国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に食物摂取制限の実施を指 示	

※ 第2(3)①(v)に掲げるもの。